

あらた経営労務事務所

News letter



2022年8月号のニュースレターをお届けします。

掲載内容に関してご不明な点等があれば、当事務所までお問い合わせください。

contents

- ◆人が育三つの条件 田中繁男氏 (森信三先生のお弟子さん)
- ◆コロナ濃厚接触者の待機期間、最短3日に短縮…早期の職場復帰で社会経済活動の継続図る 7月22日ニュース
- ◆産後パパ育休の申出を1ヶ月前までとするための労使協定
- ◆最新の産業別売上高をチェック
- ◆お仕事備忘録

人が育つ三つの条件

田中繁男 実践人の家理事長

Shigeo
Tanaka

森信三先生のお話を生徒の親御さんたちにも聞いてもらいたいと思いい、PTAの講演にお呼びしました。

そのときのお話も私の意表をついたものでした。森先生は水差しの水をコップに入れて、次のような話をされたのです。

コップは上向きにしないと水が入りません。それと同じで、教育は子どもの心を素直にするという受け入れ体制が大事です。朝、起きたら「おはよう」と挨拶をさせる。次に「ハイ」と返事をさせる。それから履き物を揃えさせる。子どもにやらせようと思っても難しいことだから、親から先にやる。そして、「これが私の一代の学問の結実です」ということをいわれました。一生かかってやってきた学問の結論が、コップを上向きにすることだと聞いて、私は大変に驚きました。

森先生は人が育つには三つの条件があるといわれました。

第一は「素質」です。素質が第一の条件だ

と聞いたとき、私は首を傾げました。素質がなければ人は育たない、と受け取ってしまったからです。しかし、森先生がそのようなことをいわれるはずがない。

そこで、私は次のように考えました。大概の人は私を感じたように、「そうか、やっぱり自分には素質がないから駄目だ」と思ってしまうでしょう。しかし、いよいよ駄目だというところまで本気になってやってみなくて、自分に素質がないと判断してよいものだろうか。このように先生はいわれたのだと思いません。

森先生はたびたび質問をすると、「そういうことはご自分で考えてください」といつて怒られる方でした。「素質とはなんですか」と質問すれば、きつとそういう答えが返ってくると思つたので、私は一人で考えたのです。二つ目が「逆境」です。これはだれにでもやってきます。むしろ、人より自分のほうが恵まれていない、と思うことのほうが多いかもしれません。しかし、そういう苦しいとき

に自分ができるのだといわれるのです。三つ目が「師」です。本を読んだりいろいろな人の話を聞くのもいいが、できれば生きた人から直接声を聞く。そして「この人こそ私の先生だ」という人を、一生かかって探さないといわれました。

幸い私はごみを拾えといわれたときから、この人を私の一生の先生にしようと決心をしました。何も高名な学者である必要はない。「この人からこう学ぶのだ」と決めた人に、できるだけ接して学ぶことです。

ある人から次のようなことを聞いたことがあります。社会的地位も高く、かなりの年齢の方から、森先生を紹介してほしいと頼まれたので、先生にその旨を通じると、「その方の先生はどなたですか」と聞かれました。特に師とあがめている人はいないといわれたので、そう答えると、「その歳になつて先生がいけないという方とお話ができません」といわれたそうです。

森信三先生 国民教育の父 為吾 修身教授録 び有名 1日1話 読めば心へ刻み込まれる人の

生きた人の教科書 により

2022年7月22日 ニュースより

コロナ濃厚接触者の待機期間、最短3日に短縮…早期の職場復帰で社会経済活動の継続図る

後藤厚生労働相は22日、新型コロナウイルスの流行「第7波」での感染者急増を受け、感染者の濃厚接触者に求める自宅などでの待機期間を現行の原則7日間から5日間に短縮すると発表した。検査で陰性が確認できれば最短3日目で解除する。新基準は22日から適用され、全ての濃厚接触者が対象となる。



22日に全国で確認された新規感染者は19万5160人となり、3日連続で過去最多を更新した。濃厚接触者となったことによる欠勤が企業や公共機関などで相次いでおり、後藤氏は記者団に「社会機能維持に影響が生じかねない地域も出てきている」と述べた。待機期間短縮で早期の職場復帰を可能とし、社会経済活動の継続を図る考えだ。

これまでの待機期間は、感染者と最後に接触した日の翌日を「1日目」として原則7日間。抗原定性検査により4、5日目に連続で陰性なら5日目で解除していた。新基準では原則は5日間で、2、3日目に陰性なら3日目に解除する。

後藤氏は待機期間短縮に加え、発熱外来の混雑緩和のための自己検査推進やコロナ病床の拡充など、最近の感染急拡大を踏まえた追加的な対策も発表した。

産後パパ育休の申出を 1ヶ月前までとするための労使協定

2022年10月1日より改正育児・介護休業法の第二段階目が施行され、産後パパ育休の制度がスタートします。産後パパ育休は、現状の育児休業とは異なり、より取得しやすい仕組みが整えられています。ここでは産後パパ育休の申出期限について確認をしておきます。

1. 産後パパ育休の特徴

産後パパ育休は、原則2週間前までに申し出ること、子どもの出生後8週間以内に4週間を上限として取得できる育児休業です。

2回に分割して取得できるほか、労使協定を締結することで、会社と従業員が事前に合意した範囲で産後パパ育休中に働くことができるという特徴があります。

2. 産後パパ育休の申出期限

産後パパ育休の申出期限は原則2週間前ですが、次の2点を労使協定で定めることにより、現在の育児休業と同様に1ヶ月前までに申し出ることを要件とすることができます。

- ・雇用環境の整備等の措置の内容(法律上の義務である雇用環境整備措置を上回る措置)
- ・産後パパ育休の申出期限(2週間を超え、1ヶ月以内に限る)

この2点のうち「雇用環境の整備等の措置」は、次の①～③のすべてとなります。自社の状況を踏まえた具体的な措置の内容を定める必要があります。

- ①以下のうち、2つ以上の措置を講ずること
 - ・育休等※に関する研修の実施
 - ・育休等に関する相談体制の整備(相談窓口設置)
 - ・自社の労働者の育休等の取得事例の収集・提供
 - ・自社の労働者へ育休等の制度と育児休業の取得促進に関する方針の周知
 - ・育児休業の申出をした労働者の育休等の取得が円滑に行われるようにするための業務の配置または人員の配置に係る必要な措置
- ②育休等の取得に関する定量的な目標を設定し、育休等の取得促進に関する方針を周知すること
- ③育休等の申出に係る当該労働者の意向を確認するための措置を講じた上で、その意向を把握するための取組みを行うこと

※育休等とは、育児休業および産後パパ育休を指す。

①は1つ以上の措置を講ずることがすでに義務となっており、ここでは①について2つ以上の措置を講じることが求められています。また③についても意向確認のための働きかけを行うことが義務となっていますが、ここでは意向を把握するための取組みまで求められていることが特徴です。

産後パパ育休を取得する際に、業務の引継ぎ等が必要な場合には、2週間前の申出では引継ぎ期間が不足することも想像されます。労使協定の締結を検討するとともに、そもそも急な取得の申出にならないように、従業員の育児休業等に係る意向を事前に確認しておくことなどが重要です。

最新の産業別売上高をチェック

今年5月末に、令和3年経済センサス活動調査の速報*が発表されました。ここではその結果から、産業別の売上高、いわゆる市場規模に関するデータをみていきます。

売上高は1,700兆円を突破

上記調査結果によると、2020年の産業全体(合計)の売上高は1,702兆201億円でした。前回調査の2015年とは消費税率等が異なり単純に比較できませんが、4.8%の増加です。

産業別では卸売業、小売業が481兆円で最も高く、次いで製造業が391兆円、医療、福祉が173兆円で続いています。建設業と金融業、保険業も100兆円を超えました。

全体に占める割合では、卸売業、小売業と製造業が20%を超えました。

純付加価値額は300兆円超に

2020年の純付加価値額は337兆1,437億円でした。産業別では医療、福祉が71兆円で最も高く、製造業が65兆円で続いています。

全体に占める割合では医療、福祉が21.1%、製造業が19.3%などとなりました。

人口が減少傾向にあることから、市場が縮小する産業も増えることが予想されます。5年後の調査結果では、どのように変化しているでしょうか。

2020年の産業分類別売上高と純付加価値額

	売上高(億円)		純付加価値額(億円)		【参考】 2015年の 売上高(億円)
		合計に占める 割合(%)		合計に占める 割合(%)	
合計	17,020,201	100.0	3,371,437	100.0	16,247,143
農林漁業	59,616	0.4	11,649	0.3	49,939
鉱業、採石業、砂利採取業	13,306	0.1	3,599	0.1	20,441
建設業	1,210,532	7.1	237,133	7.0	1,084,509
製造業	3,909,934	23.0	651,543	19.3	3,962,754
電気・ガス・熱供給・水道業	362,170	2.1	40,906	1.2	262,424
情報通信業	739,931	4.3	194,242	5.8	599,456
運輸業、郵便業	634,065	3.7	133,452	4.0	647,906
卸売業、小売業	4,814,654	28.3	485,584	14.4	5,007,943
金融業、保険業	1,190,007	7.0	190,739	5.7	1,251,303
不動産業、物品賃貸業	580,406	3.4	109,007	3.2	460,553
学術研究、専門・技術サービス業	507,174	3.0	202,702	6.0	415,017
宿泊業、飲食サービス業	205,932	1.2	60,518	1.8	254,815
生活関連サービス業、娯楽業	308,630	1.8	46,957	1.4	456,611
教育、学習支援業	172,119	1.0	79,151	2.3	154,101
医療、福祉	1,731,927	10.2	712,916	21.1	1,114,880
複合サービス事業	88,438	0.5	36,226	1.1	95,955
サービス業(他に分類されないもの)	491,359	2.9	175,112	5.2	408,536

総務省「令和3年経済センサス - 活動調査 速報集計」より作成

*総務省・経済産業省「令和3年経済センサス - 活動調査 速報集計」

農林漁業の個人経営など一部の事業所を除く、国内すべての事業所・企業を対象にした調査です。ここでの売上高は、回答のあった企業等の数値を集計したもので、消費税込みの金額です。また純付加価値額は、次の計算式によります。純付加価値額=売上高-(費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費))+給与総額+租税公課 詳細は次のURLのページから確認いただけます。https://www.stat.go.jp/data/e-census/2021/kekka/index.html

お仕事備忘録

WORK REMINDER

8月は、夏季休暇を実施する企業が多いため、休暇スケジュールを確認し、発注や納期ミスなどがないようにしましょう。

01 個人事業者の税金の納付



8月は、個人事業者の前年所得に係る税金の納付時期です。納税する方は資金繰り等を考慮して、納付もれがないように気をつけましょう。

また、口座振替の手続きをされている方は、必ず振替日を確認し、必要な残高があるように資金繰りの調整をしましょう。

例：個人事業税（第1期分）、個人都道府県民税・市町村民税（第2期分）

02 随時改定の反映（4月昇給の場合）



随時改定により、7月から新たに改定された社会保険料を翌月控除する場合、8月給与から控除することになります。

03 社会保険の適用拡大に伴う特定事業所該当のお知らせ



2022年10月より短時間労働者にかかる社会保険の適用拡大が行われますが、対象となる事業所（直近12ヶ月の各月のうち厚生年金保険の被保険者の総数が6ヶ月以上100人を超える事業所）に対して、2022年8月頃に「特定適用事業所該当事前のお知らせ」が送付されます。

その後、実際に特定適用事業所に該当した場合には、10月頃に「特定適用事業所該当通知書」が届き、10月以降に新たに被保険者資格を取得する短時間労働者がいる場合は、被保険者資格取得届の届出が必要になります。

04 賞与所得税の納付



7月に賞与を支給した事業所においては、今月の源泉徴収所得税の納付の際に賞与の所得税も納付することを忘れないようにしましょう。

05 熱中症対策



引き続き熱中症対策が重要になります。具体的な対策については、厚生労働省等からリーフレットが発行されていますので、これらを参考に対策を行いましょう。

06 夏季休暇にまつわる諸業務



夏季休暇を実施する前の諸業務の再確認をしましょう。

◆配達物の扱い → 休暇中の郵便物の配達を休止する場合は、手続きを怠らないようにしましょう。

◆福利厚生の管理 → 休暇中の従業員の慶弔見舞に関する連絡網を整えて、従業員へ周知しましょう。

◆パソコン等のデータバックアップ

→ 休暇中にパソコン等に不具合が生じる恐れもあります。特に休暇前は必ずデータのバックアップを行うように、従業員へのアナウンスを行いましょう。その際にはデータバックアップ先の容量確保も必要です。アナウンス前には、必ず容量を確保しておきましょう。

事業服や作業服などを配布している企業は、秋の衣替えの時期に備えて在庫を確認し、一斉に渡せるように事前準備が必要です。